

新たな特許行政の基本方針 (平成18年10月19日) (ポイント) 経済産業省

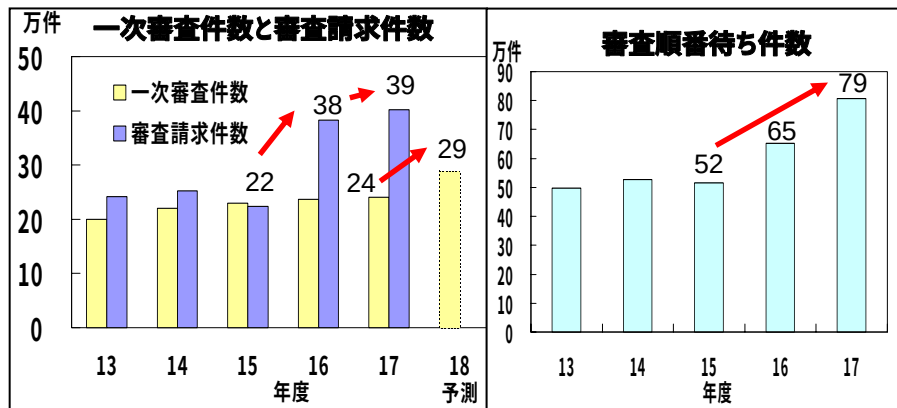
参考資料 1

行動計画の策定 (平成18年1月)

- 国際競争力の向上には、「発明の早期権利化」が極めて重要
→ ①研究開発の効率化や重複研究の排除による技術開発の促進
②独創的発明の早期事業化の容易化
- 「知的財産推進計画2006」に定められた目標を達成し、世界最高水準の迅速・的確な特許審査の実現が不可欠
平成20年：30ヶ月未満、平成25年：11ヶ月

出願後の審査請求期間の短縮 (7年→3年、平成13年10月以降) の影響により、**審査請求件数が一時的に急増し**、平成17年度末の審査順番待ち件数は**約79万件**。

上記目標の達成を確実にすべく、**特許審査迅速化・効率化推進本部** (本部長：経済産業大臣) を設置して「**行動計画**」を策定し、官民挙げて早急にこれまで以上の対策を講ずる。



行動計画の進捗状況

<特許審査迅速化の目標 (短期) >

- 審査順番待ち期間：18年度目標は28ヶ月、8月時点で25.4ヶ月。

(参考) 審査順番待ち期間を2013年 (平成25年) に11ヶ月に短縮し (世界最高水準)、最終的にゼロを目指す。 (「経済成長戦略大綱」 (18年7月6日「財政・経済改革一體會議決定」))

- 一次審査件数：18年度目標は29万件 (前年度比2割増)、8月時点で13.0万件 (前年度同月比+29.1%)。

<特許審査効率化の目標 (中期) >

- 審査官一人当たりの年間処理件数 (請求項)：22年度目標は1,400項 (5年間で30%増) のところ、18年度は1,300項 (前年度比+14.3%) の見込み。
- 先行技術調査外注の増大：22年度目標は24万件 (5年間で25%増) のところ、18年度は19.2万件 (前年度比+2.6%) の見込み。
- 審査に係る直接コスト (一請求項当たり)：22年度目標は2.2万円のところ、18年度は2.3万円となる見込み (予算ベース)。

1. 審査当局による取組

- 任期付98人を含む審査官110人の定員増 (4月～)。16～18年度までの累計で、任期付294人を含む審査官342人の定員増を実現。
- 日米間で特許審査ハイウェイの試行開始 (7月～)。

2. 産業界等の取組の促進・支援

- 大臣と有識者が意見交換を行う特許戦略懇談会を開催 (7月)。特許庁長官等と企業のトップとの意見交換 (トップ懇談) を実施 (随時)。
- 企業の戦略的ノウハウ管理を促進し、出願の厳選及び技術流出防止にも資する「先使用権制度ガイドライン (事例集)」を公表 (6月)。
- 審査請求の取下げ等に係る審査請求料全額返還制度の導入 (8月～)。
- 特許査定率、海外出願率など、企業の出願関連情報を公表 (4月・9月)。
- 出願・審査請求構造の改革に必要な専門的助言を行うこと等に関し、全国の弁理士 (6,700人) に対し、日本弁理士会経由で協力要請 (9月)。

3. 中小企業に対する配慮

- 早期審査制度の手続きの簡素化 (7月)。
- 資力に乏しい法人を対象とした特許料等の減免制度の要件緩和 (8月)。
- 特許先行技術調査に対する支援の充実 (4月～)。
- 全国3千カ所の商工会・商工会議所に「知財駆け込み寺」を設置 (7月)。

イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン
(4分野・20項目)

イノベーション促進のための 特許審査改革加速プラン (4分野・20項目)

特許審査迅速化・効率化推進本部(本部長:経済産業大臣)において、本年1月に策定した行動計画の進捗状況を点検しつつ、安倍内閣の基本方針、「経済成長戦略大綱」等を踏まえ、「イノベーション促進のための特許審査改革加速プラン」をとりまとめた。

第1 グローバルな権利取得の促進と知財保護の強化

<外国特許庁との協力>

- 日韓間における特許審査ハイウェイの開始(19年春～)、欧州、英、独、加、豪等との間での実現につき、早急に結論を得る。
- EPA交渉等を活用し、アジア地域等の途上国に対する知的財産制度の整備や運用改善に向けた協力等を実施(随時)。

<国際的な制度のハーモナイゼーションの促進>

- 先進国会合において、先願主義への統一を含む「実体特許法条約」条文案の合意を目指す(本年11月)。
- 出願様式の統一につき、三極長官会合における合意を目指す(本年11月)。

<アジア等における模倣品対策の強化>

- 「模倣品・海賊版拡散防止条約」(仮称)の早期実現。
- 交渉入りを検討中の先進国(豪・スイス等)とのEPAにおける高レベルの模倣品対策関連規定の追求。
- 官民合同模倣品対策ミッションの派遣拡大(中国に加え、アジア諸国等/19年度～)。
- 企業の模倣品対策に対する支援の拡充(19年度～)及び「模倣品・海賊版撲滅キャンペーン」(本年12月)など消費者に対する啓発普及。

第2 特許庁による審査迅速化・効率化に向けた更なる取組

- 任期付100人を含む審査官149人の定員増を要求(19年度～)。
- 先行技術調査の民間外注を22.6万件(前年度比+18%)に拡大(19年度～)。
- 審査に関する品質管理体制の強化(19年度～)。
- 光ディスクなど重要技術分野における学術文献等データベースの充実(19年度～)。

第3 企業における戦略的な知財管理の促進

- 特許庁長官等と企業のトップとの意見交換(トップ懇談)の継続(本年度中に合計50社)。
- 産構審知的財産政策部会における「戦略的発明管理ガイドライン(事例集)」(仮称)のとりまとめ・公表(本年度中)。
- 大臣と有識者が意見交換を行う特許戦略懇談会の開催(19年度初頭)。
- 特許電子図書館(IPDL)の機能強化、特許と論文情報の統合検索を可能とするための特許公報照会システムの運用開始(本年度中)。

第4 地域・中小企業の知財活用に対する支援の強化

- 活動・成果目標に基づく地域知財戦略本部(全国9カ所)の活動の充実(19年度～)。
- 特許先行技術調査に対する支援の更なる拡充(19年度～)。
- 地域における相談窓口である知財駆け込み寺の機能強化(19年度～)。
- 中小企業支援施策の普及の抜本的強化(本年度中)。